

第100回東京箱根間往復大学駅伝競走（以下、箱根駅伝）における
ドーピングコントロールについて（案）

箱根駅伝参加大学および競技者が、カレッジアスリートとしてドーピングに頼ることなく、フェアプレーで競いあうために、ドーピングコントロールを実施する。

1. ドーピングコントロールのルール

日本アンチ・ドーピング規程に基づいて行われる。なお、本大会のドーピング検査では、尿の採取が行われる。該当者は指示に従って検査を受けること。

2. 検査対象者

日本アンチ・ドーピング機構（以下、JADA）が検査対象者を決定する。なお、出場全選手の中から対象者が決定される。

3. 検査対象者への通告

JADA認定ドーピングコントロールオフィサー（以下、DCO）もしくはシャペロンがフィニッシュライン付近で待機する競技者、もしくはフィニッシュする競技者にドーピング検査の対象者であることを通告する。検査対象者、対象者同伴者はDCOもしくはシャペロンとともに、大会で設置したドーピング検査室に遅滞なく到着しなければならない。検査の拒否もしくは到着の遅延は、アンチ・ドーピング規則違反と判断されることがある。ただし、正当な理由を立証できる場合は、この限りではない。

4. ドーピング検査

大手町読売新聞社屋内にドーピング検査室を設ける。DCOが検査を行う。

5. 検体の搬送

採取された検体は、JADAが定めた方式により、WADA認定分析機関であるLSIメディエンスへ搬送される。

6. 検査結果の通知

LSIメディエンスはJADAに結果を報告する。

JADAは違反が疑われる分析報告の場合にのみ、競技者本人および日本陸連に書面にて通知する。

7. 制裁

結果管理は日本アンチ・ドーピング規程に基づき、JADAが行う。聴聞会が必要な場合には、日本アンチ・ドーピング規律パネルがそれを行い、アンチ・ドーピング規則違反の有無および制裁が決定される。対象者がアンチ・ドーピング規則違反で失格になれば、自動的に所属チームは失格となる。対象者には資格停止期間が課され、個人（当該選手および当該大学全出場選手）・チームの大会における記録、順位などは没収される。なお、当該大学以下の個人・チームの成績は全て繰り上がる。

8. 異議申し立て

日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定に対して異議がある場合には、日本スポーツ仲裁機構に調停を依頼することができる。日本スポーツ仲裁機構の決定は最終であり、それに従わなければならない。

注意

- ① 箱根駅伝は往路復路の2日間で行われるため、復路終了時まで大会は継続している。全ての競技者がドーピング検査対象になるので、自分の競技が終了しても、安易な薬物やサプリメント摂取を控えること。
- ② 冬場の競技会であるため、最も誤用されやすいのは総合感冒薬である。これは禁止物質の興奮薬を含むので、選手は大会10日前より使用しないこと。
- ③ 病院の受診過程（救急搬送中の処置、外来および入院中の処置）や臨床的検査などの正当な理由がある場合を除いて、静脈内注入は常時禁止されている。すなわち、医療機関における正当な理由による禁止物質を含まない点滴注射は禁止されない。それ以外で実施した場合には、治療使用特例（TUE）申請をしなければならない。
- ④ 禁止物質もしくは安心して使える薬に関しては、日本薬剤師会「薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック2023年版」を参照すること。糖質コルチコイド使用については、別紙を参照すること。鎮痛薬であるトラマドールは、2024年1月1日より競技会時に禁止されるため、大会前には使用しないこと。
- ⑤ 薬物に関しての確認は、JADAホームページ内 Global DRO Japan を使用すること。
- ⑥ 治療使用特例（TUE）申請をする者は必要事項を記入し、大会の30日前までにJADAへ原本を郵送すること。
- ⑦ 大会当日のドーピング検査に関する問い合わせは、記録センタードーピング検査担当者（読売新聞社屋内大会本部）とする。